

廃棄物処理法施行令等 の改正における注意点

群馬県・前橋市・高崎市産業廃棄物対策連絡会議

平成29年9月

目次

1. 改正による注意点
2. 許可証書換え等の対応について
3. その他

1. 改正による注意点

(1) 特別管理産業廃棄物

I : 廃水銀等

II : 水銀を含む特別管理産業廃棄物

(2) 産業廃棄物

III : 水銀含有ばいじん等

IV : 水銀使用製品産業廃棄物

I 廃水銀等(特別管理産業廃棄物)

★通常の特別管理産業廃棄物の措置に加えて注意すべき点

(1) 排出 (H28.4.1～ 施行済)

<保管等をする場合>

① 容器に入れて密封するなど、飛散、流出又は揮発の防止のための措置

② 高温にさらされないために必要な措置

→例: 高温になりにくい屋内での保管(常時20°C以下が望ましい。)

③ 腐食防止のために必要な措置

→例: 長期間保管しないこと、雨にさらされないこと等

【保管容器の材質例】

・ 合金を生成しない炭素鋼

※腐食を防ぐコーティング(エポキシ塗料や電気メッキ)が施されているもの

・ ステンレス鋼

I 廃水銀等(特別管理産業廃棄物)

(H28.4.1～ 施行済)

＜処理の委託をする場合＞	
①委託先	「 <u>廃水銀等</u> 」の許可を持っている収集運搬業者、処分業者に委託する。
②委託契約書	「 <u>廃水銀等</u> 」と記載する。
③マニフェスト	廃棄物の種類欄に「 <u>廃水銀等</u> 」と記載する。

補足) 産業廃棄物の処理責任は排出者にあります。

排出者は処理業者に任せきりにするのではなく、廃棄物の性状をしっかりと伝える必要があります。

→WDS(廃棄物データシート)の活用

I 廃水銀等(特別管理産業廃棄物)

(2) 収集運搬 (H28.4.1～ 施行済)

＜処理を受託する場合＞	
①委託契約書	「 <u>廃水銀等</u> 」と記載する。
②マニフェスト	廃棄物の種類欄に「 <u>廃水銀等</u> 」と記載されていることを確認する。
③廃棄物の確認	実際に収集運搬する廃棄物が「 <u>廃水銀等</u> 」に該当するか確認した上で、受託する。

I 廃水銀等（特別管理産業廃棄物）

（H29.10.1～）

＜収集運搬する場合＞

①必ず運搬容器に収納して収集又は運搬をする。

→運搬容器の構造は

「密閉できること」「収納しやすいこと」「損傷しにくいこと」

の3点を満たすものとする。

②漏出事故に備え、以下の物を準備する。

緊急時連絡網、消火器、プラスチック板、ウェス、スポット、
ガムテープ、（回収した水銀やウェス等を入れる）密封容器

I 廃水銀等(特別管理産業廃棄物)

(H29.10.1～)

＜積替え保管をする場合＞

①当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずる。

→例:容器に入れて密封する等

②高温にさらされないために必要な措置を講ずる。

③腐食の防止のために必要な措置を講ずる。

※積替え保管をする場合は、事前協議が必要です。

I 廃水銀等(特別管理産業廃棄物)

(3) 処分 (H28.4.1～ 施行済)

＜処理を受託する場合＞	
①委託契約書	「 廃水銀等 」と記載する。
②マニフェスト	廃棄物の種類欄に「 廃水銀等 」と記載されていることを確認する。
③廃棄物の確認	実際に処理する廃棄物が「 廃水銀等 」に該当するか確認した上で、受託する。

I 廃水銀等(特別管理産業廃棄物)

(H29.10.1～)

<中間処理をする場合>

- ①定められた方法による硫化・固型化をする。(ガイドライン※P25～)
→処理後のものを「廃水銀等処理物」という。
- ②廃水銀等の硫化施設の設置には、予め当該地を管轄する都道府県知事又は政令市長の許可を受けなければならない。
- ③硫化施設については、法令で定める技術上の基準を満たすこと。

※「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月)
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

※硫化施設を設置する場合は、事前協議が必要です。

I 廃水銀等(特別管理産業廃棄物)

(H29.10.1~)

<最終処分する場合>

- ①廃水銀等処理物は水面埋立処分してはならない。
- ②産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)による溶出試験の結果が、埋立判定基準を満たすか否かによって、最終処分先が異なる。
- ③維持管理基準として、埋め立てる処理物についての記録及び埋立位置を示す図面を処分場の廃止までの間、保存すること。

【埋立判定基準】

アルキル水銀化合物 : アルキル水銀化合物につき検出されないこと
水銀又はその化合物 : 検液1Lにつき水銀0.005mg以下

(埋立判定基準に不適合) → **遮断型最終処分場**での処分

(埋立判定基準に適合) → **追加的措置**をとった**管理型最終処分場**

※前半スライドP25~26

⇒安定型最終処分場での埋立処分は不可!

1. 改正による注意点

(1) 特別管理産業廃棄物

I : 廃水銀等

II : 水銀を含む特別管理産業廃棄物

※廃水銀等を除く

(2) 産業廃棄物

Ⅲ : 水銀含有ばいじん等

Ⅳ : 水銀使用製品産業廃棄物

Ⅱ 水銀を含む特別管理産業廃棄物(廃水銀等を除く)

★通常の特別管理産業廃棄物の措置に加えて注意すべき点

(1) 排出 (H29.10.1～)

<処理の委託をする場合>

①廃棄物の確認	委託する廃棄物が水銀回収義務があるものか確認する。
---------	---------------------------

【水銀回収義務の対象】

廃棄物の種類	水銀回収義務の対象
鉍さい、ばいじん、汚泥	水銀(※)を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀(※)を1,000mg/L以上含有するもの

※水銀化合物に含まれる水銀を含む。

Ⅱ 水銀を含む特別管理産業廃棄物(廃水銀等を除く)

(H29.10.1～)

<処理の委託をする場合>

②委託先

該当する特別管理産業廃棄物の種類について許可を持っている収集運搬業者、処分業者に委託する。
注)回収義務があるものを委託する場合は回収できる処分業者へ委託する。

補足) 産業廃棄物の処理責任は排出者にあります。

排出者は処理業者に任せきりにするのではなく、廃棄物の性状をしっかりと伝える必要があります。

→WDS(廃棄物データシート)の活用

(2) 収集運搬 (H29.10.1～)

<処理を受託する場合>

水銀回収義務の対象か否かを確認した上で受託する。

※積替え保管をする場合は、事前協議が必要です。

Ⅱ 水銀を含む特別管理産業廃棄物(廃水銀等を除く)

(3) 処分 (H29.10.1～)

<処理を受託する場合>

水銀回収義務の対象か否かを確認した上で、取り扱える場合のみ受託する。

<中間処理をする場合>

【回収義務あり】

- ・ばい焼設備等を用いて水銀を回収する。
- ・回収した水銀量や残渣中に含まれる水銀量、施設外に排出する水銀量の把握等を通して、大気中に飛散していないことを確認することが望ましい。

【回収義務なし】

- ・比較的高濃度なものについては、水銀を回収するよう努めること。

※最終処分する場合は、従前のとおり。

1. 改正による注意点

(1) 特別管理産業廃棄物

I : 廃水銀等

II : 水銀を含む特別管理産業廃棄物

(2) 産業廃棄物

III : 水銀含有ばいじん等

IV : 水銀使用製品産業廃棄物

Ⅲ 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）

★通常の産業廃棄物の措置に加えて注意すべき点

(1) 排出（H29.10.1～）

<保管等をする場合>

保管場所の掲示板に、産業廃棄物の種類の他に「水銀含有ばいじん等」であることを追記する。

産業廃棄物の保管場所	
保管する廃棄物の種類	汚泥（水銀含有ばいじん等）
積み上げ高さ	〇〇m
管理責任者	□□ □□（△△△課）
連絡先	TEL: ×××-××××
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・水銀含有ばいじん等の保管場所につき関係者以外立入禁止。・許可なくして持ち出し禁止。・容器等の破損を見つけた場合は上記へ連絡してください。

図 水銀含有ばいじん等の保管場所の掲示板の例

Ⅲ 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

(H29.10.1～)

＜処理の委託をする場合＞	
①廃棄物の確認	委託する廃棄物が水銀回収義務があるものか確認する。
②委託先	「 <u>水銀含有ばいじん等</u> 」の許可を持っている収集運搬業者、処分業者に委託する。 ※回収義務があるものを委託する場合は回収できる処分業者へ委託する。
③委託契約書	「 <u>水銀含有ばいじん等</u> 」が含まれることを明記する。
④マニフェスト	廃棄物の種類欄に「 <u>水銀含有ばいじん等</u> 」が含まれること、また、その数量を記載する。

Ⅲ 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）

（2）収集運搬（H29.10.1～）

＜処理を受託する場合＞	
①委託契約書	「 <u>水銀含有ばいじん等</u> 」と記載する。
②マニフェスト	廃棄物の種類欄に「 <u>水銀含有ばいじん等</u> 」が含まれること、また、その数量が記載されていることを確認する。
③廃棄物の確認	実際に収集運搬する廃棄物が「 <u>水銀含有ばいじん等</u> 」に該当するか、 <u>水銀回収義務があるものか</u> 確認した上で、受託する。
④帳簿	「 <u>水銀含有ばいじん等</u> 」に係るものであることを明記する。

Ⅲ 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

(H29.10.1～)

<収集運搬する場合>

※水銀含有ばいじん等に水銀が金属水銀として含まれている場合は、

{
・蓋付きの容器に入れる
・二重に梱包する
・シートで覆う
}

等の措置

・高温にさらされないために必要な措置

もお願いします。

Ⅲ 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）

（H29.10.1～）

＜積替え保管をする場合＞

積替え保管場所の掲示板に、保管する産業廃棄物の種類の他に「水銀含有ばいじん等」が含まれる旨を記載する。

※積替え保管をする場合は、事前協議が必要です。

廃棄物の積替施設			
廃棄物の種類	(産業廃棄物) 汚泥(水銀含有ばいじん等)		
保管上限	面積 ○○m ²	容量 ○○m ³	
保管の最大高さ	○○m		
設置者名	□□ □□	連絡先	TEL: ×××-××××
管理者名	■ ■ (▲▲▲課)	連絡先	TEL: ×××-××××
収集運搬業許可	平成●●年●月●●日 群馬県第……………号		

図 水銀含有ばいじん等の積替え施設である旨の掲示板の例

Ⅲ 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

(3) 処分 (H29.10.1～)

＜処理を受託する場合＞	
①委託契約書	「 <u>水銀含有ばいじん等</u> 」と記載する。
②マニフェスト	廃棄物の種類欄に「 <u>水銀含有ばいじん等</u> 」が含まれること、また、その数量が記載されていることを確認する。
③廃棄物の確認	実際に処分する廃棄物が「 <u>水銀含有ばいじん等</u> 」に該当するか、また、該当する場合は <u>回収義務があるものか否か</u> を確認した上で、取り扱える場合のみ受託する。
④帳簿	「 <u>水銀含有ばいじん等</u> 」に係るものであることを明記する。

Ⅲ 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

(H29.10.1～)

＜中間処理をする場合＞

水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

※焼却処理を行わないことが適当

(ただし、廃棄物の性状を踏まえて、焼却処理が適切と判断されるものについては、大気排出基準を遵守できる処理設備を有する施設で処理する。)

【回収義務あり】

- ・ばい焼設備等を用いて水銀を回収する。
- ・回収した水銀量や残渣中に含まれる水銀量、施設外に排出する水銀量の把握等を通して、大気中に飛散していないことを確認することが望ましい。

【回収義務なし】

- ・比較的高濃度なものについては、水銀を回収するよう努めること。

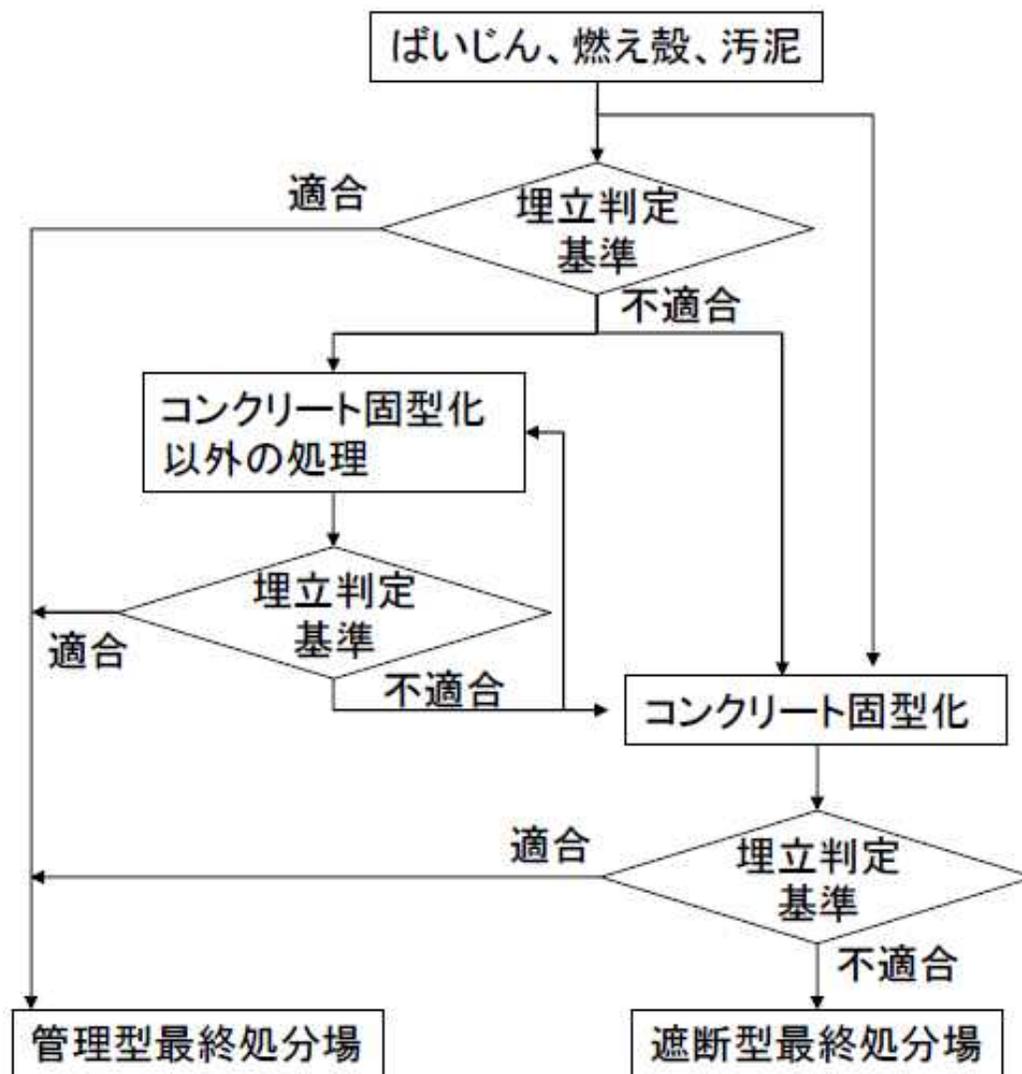
Ⅲ 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

(H29.10.1～)

<最終処分する場合>

- ① 廃酸、廃アルカリは埋立処分は禁止
- ② その他の水銀含有ばいじん等又はその処理物で埋立判定基準(P11参照)を満たすもの → 管理型最終処分場での処分が可能
- ③ ばいじん、燃え殻、汚泥又はそれらの処理物(コンクリート固型化物を除く)で埋立判定基準を満たさないもの
 - i) 埋立判定基準を満たすよう処理 → 管理型最終処分場
又は
 - ii) コンクリート固型化したものが埋立判定基準を
満たす場合 → 管理型最終処分場
満たさない場合 → 遮断型最終処分場

Ⅲ 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)



1. 改正による注意点

(1) 特別管理産業廃棄物

I : 廃水銀等

II : 水銀を含む特別管理産業廃棄物

(2) 産業廃棄物

III : 水銀含有ばいじん等

IV : 水銀使用製品産業廃棄物

IV 水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

★通常の産業廃棄物の措置に加えて注意すべき点

(1) 排出 (H29.10.1～)

<保管等をする場合>

保管場所の掲示板に、産業廃棄物の種類の他に「水銀使用製品産業廃棄物」であることを追記する。

<処理を委託する場合>

① 廃棄物の確認

委託する廃棄物が水銀回収義務があるものか確認する。

② 委託先

「水銀使用製品産業廃棄物」の許可を持っている収集運搬業者、処分業者に委託する。(回収義務があるものを委託する場合は回収できる処分業者へ委託する。)

IV 水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

(H29.10.1～)

＜処理を委託する場合＞	
③委託契約書	「 <u>水銀使用製品産業廃棄物</u> 」が含まれることを明記する。
④マニフェスト	廃棄物の種類欄に「 <u>水銀使用製品産業廃棄物</u> 」が含まれること、また、その数量を記載する。

IV 水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

(2) 収集運搬 (H29.10.1~)

＜処理を受託する場合＞	
①委託契約書	「 <u>水銀使用製品産業廃棄物</u> 」と記載する。
②マニフェスト	廃棄物の種類欄に「 <u>水銀使用製品産業廃棄物</u> 」が含まれること、また、その数量が記載されていることを確認する。
③廃棄物の確認	実際に収集運搬する廃棄物が「 <u>水銀使用製品産業廃棄物</u> 」に該当するか確認した上で、受託する。
④帳簿	「 <u>水銀使用製品産業廃棄物</u> 」に係るものであることを明記する。

IV 水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

(H29.10.1～)

<収集運搬する場合>

破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集・運搬する
→形状、大きさ、材質に適した容器に入れることが望ましい。

<積替え保管をする場合>

- ①その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
→専用の容器に入れることが望ましい。
- ②積替え保管場所の掲示板に、保管する産業廃棄物の種類の他に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載する。

※積替え保管をする場合は、事前協議が必要です。

IV 水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

(3) 処分 (H29.10.1~)

＜処理を受託する場合＞	
①委託契約書	「 <u>水銀使用製品産業廃棄物</u> 」と記載する。
②マニフェスト	廃棄物の種類欄に「 <u>水銀使用製品産業廃棄物</u> 」が含まれること、また、その数量が記載されていることを確認する。
③廃棄物の確認	実際に処分する廃棄物が「 <u>水銀使用製品産業廃棄物</u> 」に該当するか、また、該当する場合は回収義務があるものか否かを確認した上で、取り扱える場合のみ受託する。
④帳簿	「 <u>水銀使用製品産業廃棄物</u> 」に係るものであることを明記する。

IV 水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

(H29.10.1～)

＜中間処理をする場合＞

水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

(1) 選別する場合

- ・破損しやすい製品は相互に重ならないように区分する。
- ・緩衝材を設置する。
- ・万が一破損しても揮発した水銀を吸収・吸着して確実に処理できる機能を有する設備内で行う。

(2) 破砕する場合

- ・密閉された設備内で行う。
 - ・設備や施設からの排気は集じん機や活性炭フィルターで処理する。
- ※生じた水銀、残渣(排水処理汚泥、水銀吸着フィルター等)はその性状に応じた適切な処理を行う必要があります。

IV 水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

(H29.10.1～)

＜中間処理をする場合＞

【回収義務あり】

以下のいずれかの方法により、あらかじめ水銀を回収する。

- ・ばい焼設備を用いて、発生した水銀ガスを回収する方法
- ・水銀使用製品産業廃棄物から水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法
→蒸留による方法、加熱工程を経ずに取り出す方法等

※いずれの方法でも、適切な排気設備又は排ガス処理設備の設置等、水銀が大気中へ飛散しないように必要な措置を講ずる必要があります。

※回収した水銀が廃棄物に該当する場合、廃水銀等(特別管理産業廃棄物)として処理する必要があります。

IV 水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

<中間処理をする場合>

【回収義務なし】

- ・水銀が飛散、流出又は揮発しないよう適切に処理する。
- ・水銀使用製品産業廃棄物に該当しない製品、又は水銀回収義務がない製品であっても、水銀含有量が高いものについては、水銀回収が義務づけられる水銀使用製品産業廃棄物と同様にあらかじめ水銀を回収するよう努めること。

<最終処分する場合>

- ①安定型最終処分場への埋立は禁止
- ②埋立処分を行う場合は、必要に応じ不溶化等の処理をする。

まとめ

		廃水銀等	水銀を含む 特別管理産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	水銀使用製品 産業廃棄物
排出者	保管	・飛散腐食防止措置、低温	・掲示板への表記	・掲示板への表記	
	委託	・ 契約書・マニフェストへの記載	・契約書・マニフェストへの記載	・契約書・マニフェストへの記載	
収集運搬	受託	・ 契約書・マニフェストへの記載	・回収義務の対象か確認	・契約書・マニフェストへの記載	
	運搬	・密閉等できる運搬容器 ・漏出事故に備えた準備	・従前のおり	・容器での運搬 ・低温への配慮	・破碎、混合しない方法
	積替保管	・飛散腐食防止措置、低温	・従前のおり	・掲示板への表記	・掲示板への表記 ・仕切り等による混合防止
中間処理	受託	・ 契約書・マニフェストへの記載	・回収義務の対象か確認	・契約書・マニフェストへの記載	・契約書・マニフェストへの記載
	処理	・硫化・固型化 ・硫化施設設置許可の取得	・回収義務有り品は、回収可能施設にて処理(義務無しでも回収に努める)	・飛散防止措置 ・回収義務有り品は、回収可能施設にて処理(義務無しでも回収に努める)	・飛散防止措置 ・回収義務有り品は、回収可能施設にて処理(義務無しでも回収に努める)
最終処分	受託	・ 契約書・マニフェストへの記載	・従前のおり	・契約書・マニフェストへの記載	
	処分	・水面埋立処分の禁止 ・遮断型又は追加的措置をとった管理型最終処分場にて埋立処分	・従前のおり	・廃酸・廃アルカリの埋立禁止 ・遮断型又は管理型最終処分場にて埋立処分	・遮断型又は管理型最終処分場にて埋立処分 ・必要に応じ不溶化处理

※網かけ部分が、法令改正に伴い新たに対応が必要となった事項(斜体字(赤字)はH28.4.1から施行済)

2. 許可証書換え等の対応について

許可証書換え等の対応について

I (特別管理)産業廃棄物収集運搬業

平成29年10月1日時点で許可を...

(1) 受けている場合

(2) 受けていない場合

従来どおり水銀使用製品産業廃棄物等を取り扱うことが可能
(許可を受けている産業廃棄物の種類に限る。)

許可を受けていない種類も取り扱うには...

変更許可申請

新規許可申請

許可証書換え等の対応について

群馬県では・・・

取り扱う産業廃棄物を明確にするため、次のとおり許可証を順次書き換えます。

<許可証書換えのタイミング>

①更新許可申請時の書換え

②更新許可申請前の申出による書換え

許可証書換え等の対応について

①更新許可申請時の書換え

- ・平成29年10月1日以降で最初の更新許可申請の際に、水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いの希望の有無を確認した上で、許可証を書き換えます。

注)この時、水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いを希望しなかった場合、許可証には反映しません。

- ・・・以降、水銀使用製品産業廃棄物等の取扱い不可
→取り扱った場合、無許可事業範囲の変更

新たに水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いを希望する場合
→ 事業範囲の変更許可(品目の追加)の手続が必要

群馬県用の様式

以下のうち、該当する番号に「○」を付してください。

- 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、取り扱いません。
- 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について、以下の表で「○」を付した種類について取り扱います。・・・注) この種類が許可証に表記されます。

◆ 許可証への表記を希望する該当欄等に○を記入してください。

種替え保管 : あり なし

産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物		水銀含有ばいじん等	
	全て	水銀回収義務製品を除く。	全て	水銀回収義務製品を除く。*
燃え殻				
汚泥				
廃油				
廃酸				
廃アルカリ				
廃プラスチック類				
金属くず				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず				
鉱さい				
ばいじん				

前橋市・高崎市でそれぞれ様式が異なります。
各市に御確認ください。

※燃え殻、汚泥、鉱さい又はばいじんについては、水銀を1000mg/kg以上含有するもの
廃酸又は廃アルカリについては、水銀を1000mg/L以上含有するもの

許可証書換え等の対応について

②更新許可申請前の申出による書換え

- ・次の許可期限日が到来する前に許可証の書換えを希望する場合
→申出書の提出があれば、許可証を書き換えます。

項目	時期
申出書の受付開始日	平成29年 9月1日から
書き換えられた許可証の交付日	平成29年10月1日以降

注)群馬県の許可に関する受付時期等です。
前橋市・高崎市の許可については、それぞれ異なりますので、
各市に御確認ください。

- ・申出書の様式は「群馬県産業廃棄物情報」のホームページに掲載予定です。
(前橋市、高崎市の様式については、各市に御確認ください。)
- ・一度書き換えた後、再度申出書による修正はできませんので御注意ください。
→申出書による書換え後に変更する場合は、変更許可申請が必要です。

群馬県用の様式

(表面)

(裏面)

産業廃棄物収集運搬業許可証書換え申出書

平成 年 月 日

群馬県知事 あて

申出者

ふりがな _____

住 所 _____

ふりがな _____

氏 名 _____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () - _____

郵便番号 □□□-□□□□

産業廃棄物収集運搬業の許可に係る事業の範囲(産業廃棄物の種類)を明示するため、下記のとおり許可証の書換えを受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

申出に係る産業廃棄物収集運搬業の許可番号	第 号
申出の内容	群馬県知事から交付された産業廃棄物収集運搬業許可証の「1. 事業の範囲(2)産業廃棄物の種類」に、別紙に記載した種類を追加する。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 群馬県知事の許可証 ※書き換えられた許可証を郵送で返送希望の場合は、返信用切手450円を貼ったA4サイズの返信用封筒を同封してください。
※事務処理欄	

別紙

◆ 許可証への表記を希望する該当欄に○を記入してください。

産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物		水銀含有ばいじん等	
	全て	水銀回収義務製品を除く。	全て	水銀回収義務製品を除く。 [※]
燃え殻				
汚泥				
廃油				
廃酸				
廃アルカリ				
廃プラスチック類				
金属くず				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず				
鉱さい				
ばいじん				

※燃え殻、汚泥、鉱さい又はばいじんについては、水銀を1000mg/kg以上含有するもの
 廃酸又は廃アルカリについては、水銀を1000mg/L以上含有するもの

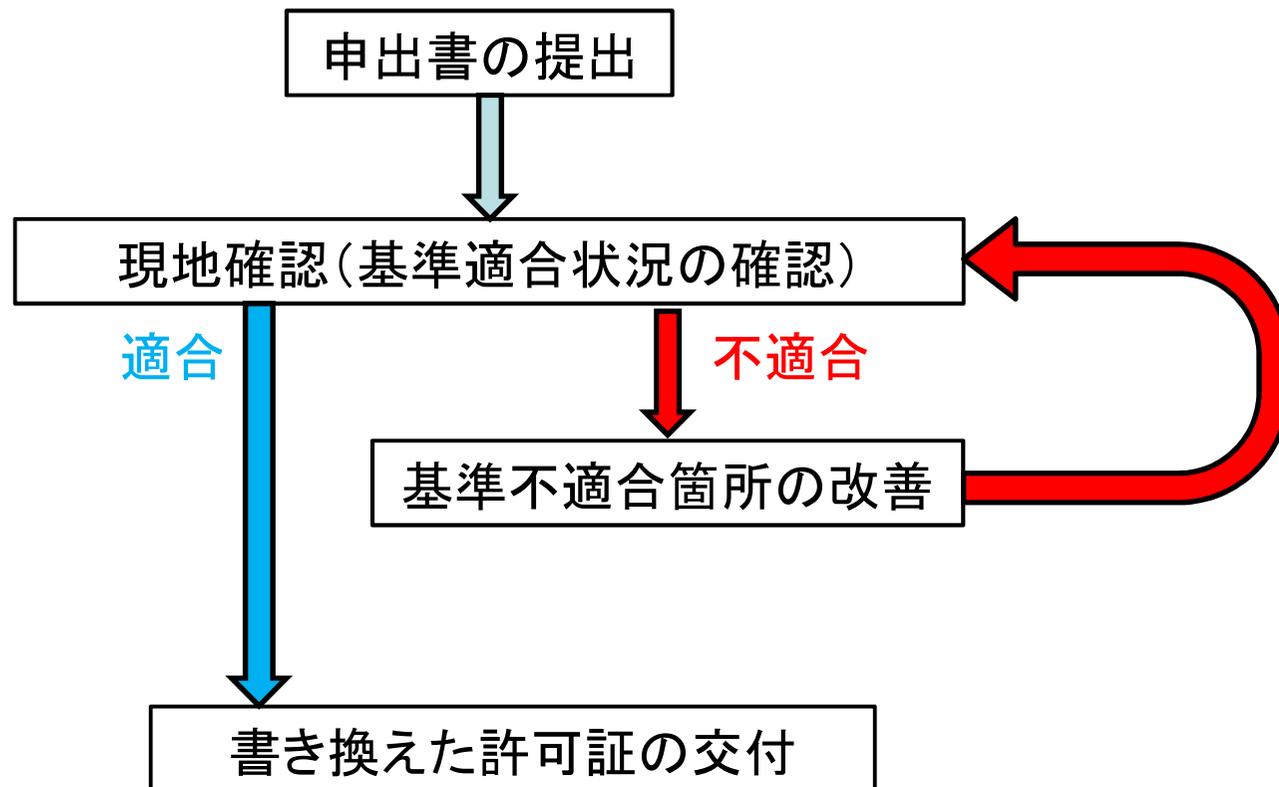
前橋市・高崎市でそれぞれ様式が異なります。
 各市に御確認ください。

許可証書換え等の対応について

Ⅱ (特別管理)産業廃棄物処分量

＜既に中間処理をしている場合＞

次のフローのとおり、既設の処理施設が基準を満たしていることを確認した上で、書き換えた許可証を交付します。



許可証書換え等の対応について

＜新たに施設を設置して中間処理を開始する場合＞

- ・事前協議等の手続
- ・法に基づく施設設置許可申請
- ・処分業許可申請(新規許可又は事業範囲変更許可)
などの手続が必要です。

なお、計画内容により、手続が異なりますので、事前に廃棄物処理法を管轄する自治体に相談してください。

＜最終処分場について＞

水銀廃棄物は、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場で処分する必要があります。これらの最終処分場を計画する場合は、事前に廃棄物処理法を管轄する自治体に相談してください。

3. その他

(1) 群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準

今回の水銀関係の改正を踏まえ、同基準を一部改正予定です。
改正内容については、パブリックコメントにて意見を募集する予定です。

→パブリックコメントは群馬県のHPに掲載します。

(2) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書の様式について

※特別管理産業廃棄物も同様です。

平成29年10月1日から収集運搬業の許可申請書の様式の一部が変更されます。(全国統一様式になります。)

新しい様式については、群馬県産業廃棄物情報のHPに掲載予定です。

**(3)群馬県産業廃棄物情報HP中の処理業者検索名簿について
水銀関係の改正に合わせ、取り扱える事業者が検索できるよう
準備中です。**

**(4)産業廃棄物収集運搬実績報告について
平成25年度以降、群馬県では報告を求めていませんでした。
平成30年度には、平成29年度実績分の報告を求める予定です。**

御清聴ありがとうございました